

淀川管内水害に強い 地域づくり協議会について



水防災意識社会
再構築ビジョン

① 淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

■淀川管内水害に強い地域づくり協議会の活動内容

淀川管内水害に強い地域づくり協議会は、平成16年度に京都府域、平成20年度に大阪府域を立ち上げ、河川管理者と自治体が連携を図り、**危機管理体制の構築・強化、住民の適切な避難の実現**に向け、様々な取組を推進してきました。

水害に強い地域づくり協議会 とは

水害に強い地域づくり協議会とは、いかなる洪水災害が発生した場合においても被害の最小化を目指すために、河川管理者と自治体が連携を図り、危機管理体制の構築・強化を目的として設置した協議会である。

河川管理者、自治体、住民等が連携のもと、以下の観点から危機管理施策を検討して実施

- ①自分で守る(情報伝達、避難体制整備)
- ②みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)
- ③地域で守る(まちづくり、地域整備)

淀川水系河川整備計画

「4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3治水・防災」

いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置する。

(出典:「淀川水系河川整備計画」平成21年3月31日策定より抜粋)

本協議会の主な取組内容

■危機管理面の強化

- ・ 避難勧告等の判断伝達マニュアル作成支援
- ・ 水位予測情報の活用手引き
- ・ 水害協情報提供ポータルサイトの構築
- ・ 泛濫特性に応じた避難に関する情報提供資料集の作成

■適切な避難の実現に向けて

- ・ マイ防災マップ作成手順書、作成支援(ケーススタディ)
- ・ 住民の適切な避難に向けた取組のポイント集の作成
- ・ 水害意識調査の実施
- ・ 防災教育、講演会
- ・ クロスロードゲーム、ロープライング演習 など

① 淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

■水防災意識社会再構築ビジョンに基づく活動（1/4）

平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防決壊等により浸水戸数は約一万棟、孤立救助者数は約四千人となる等、甚大な被害が発生しました。

これを受け、必ず発生する大洪水には社会全体で備えていく必要があることが示されました。

関東・東北豪雨災害の主な被害特徴

①多くの住宅地を含む広範囲が長期間にわたり浸水

- 常総市の約1/3の面積に相当する約40km²が浸水し、常総市役所も孤立
- 宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日を要した

②堤防決壊とともに氾濫流により、多くの家屋が倒壊・流失

- 常総市三坂町地先(左岸21k付近)で、堤防が約200m決壊
- 決壊箇所周辺では、氾濫流により多くの家屋が倒壊・流失

③避難勧告等の発令が遅れたこと

④近年の洪水では類を見ないほどの多数の孤立者が発生

- 約4,300人が自衛隊等のヘリコプターやボートにより救助

⑤隣接する市に避難したこと

- 常総市では、隣接市に避難場所の開設を依頼し、これら市外の避難場所に避難者の半数以上が避難
- ピーク時には、35市町村の避難所299箇所に、10,390人が避難

⑥必ずしも十分な土のう積み等の水防活動ができなかった

- 急激な水位の上昇の中、消防団は避難誘導活動に手を取られていた

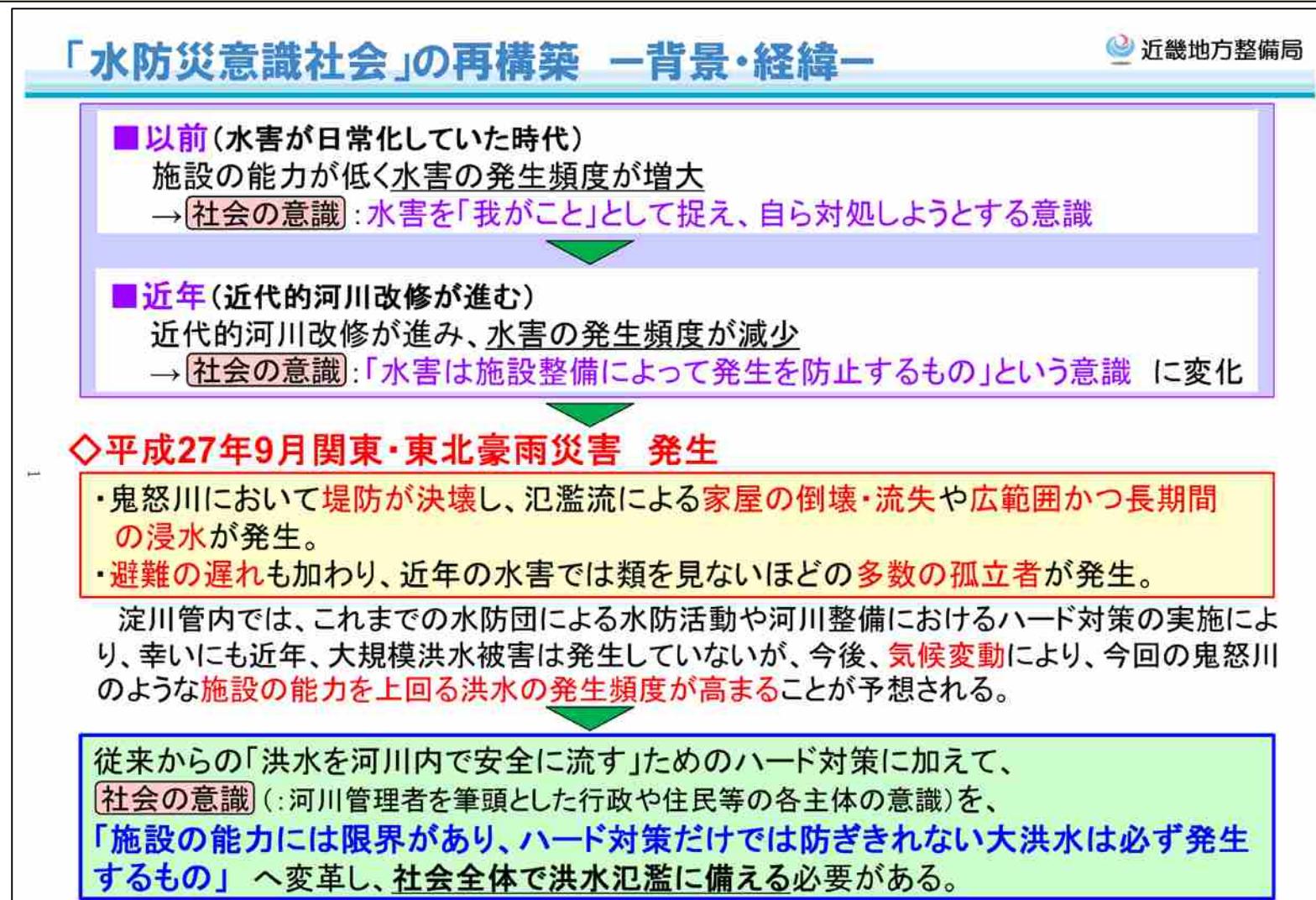


「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない**大洪水**は必ず発生するもの」へと意識を変革し、**社会全体で洪水に備えていく必要がある**

① 淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

■水防災意識社会再構築ビジョンに基づく活動（2/4）

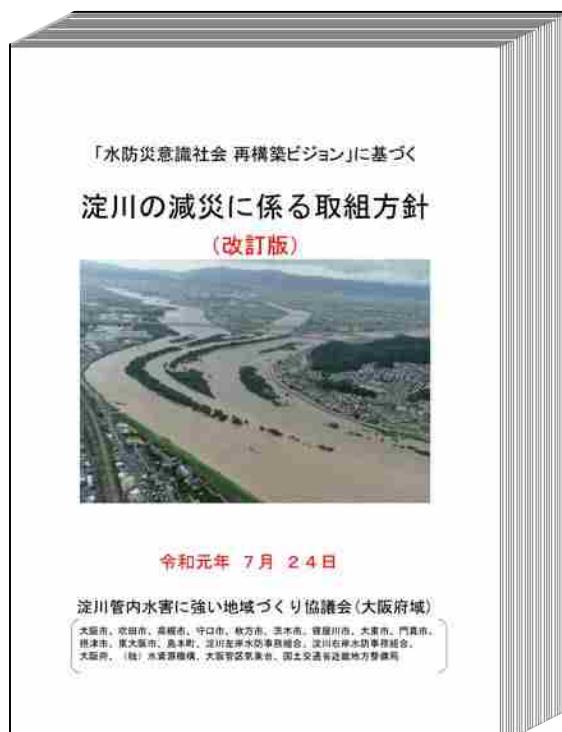
平成27年9月の関東・東北豪雨災害を受け、従来からのハード対策に加えて、「**水防災意識社会**」を再構築することで社会全体で洪水氾濫に備える必要性が示されました。



① 淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

■水防災意識社会再構築ビジョンに基づく活動（3/4）

- 淀川管内水害に強い地域づくり協議会では、これまでの取組をさらに加速するため、水防災意識社会再構築ビジョンに基づいて、淀川水系において必要と考えられるハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進するため、概ね5年で実施する取組内容を定め、減災に係る「**取組方針**」を策定しました。
- 近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「**逃げ遅れゼロ**」と「**社会経済被害の最小化**」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「**水防法等の一部を改正する法律**」(平成29年法律第31号。以下「改正法」という)が平成29年6月19日に施行されました。



淀川の減災に係る取組方針

水害協の位置づけ

- 改正法においては、多様な主体が連携した洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、**大規模氾濫減災協議会制度**が創設されました。
- 淀川水害協を、**この大規模氾濫減災協議会に位置づけ**、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行います。

① 淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

■水防災意識社会再構築ビジョンに基づく活動について(4/4)

5年間で達成すべき目標

淀川管内における流域特性や平成25年台風第18号及び平成27年9月関東・東北豪雨の教訓を踏まえ、淀川管内で発生しうる大規模水害に対し、「逃げる・防ぐ・取り戻す」ことを目指す。加えて、次世代に「水害に強い地域」と水防災意識を「継承」する。

「逃げる」：住民が自らリスクを察知し、主体的かつ適切な方法により避難できるよう、住民目線のソフト対策を実施すること
「防ぐ」：堤防強化等のハード対策や地域の水防力向上による水防活動により、堤防決壊を少しでも遅らせ、避難のための時間を稼ぐこと
「取り戻す」：堤防決壊による大規模な浸水から1日でも早く日常生活や都市機能を回復すること

概ね5年で実施する取組

■ハード対策の主な取組

- ①洪水を河川内で安全に流す対策（浸透対策、パイピング対策、流下能力向上対策など）
- ②危機管理型ハード対策（堤防天端保護、裏法尻の補強など）
- ③避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備（雨量、水位等の観測データの基盤整備、庁舎等の整備等）

■ソフト対策の主な取組

- ①想定最大規模洪水を対象とした水害ハザードマップの策定・周知等（洪水HM、避難マップ等の整備・拡充）
- ②適切な避難行動の実現に向けた取組（避難マニュアルの整備、避難訓練の実施等）
- ③避難勧告の発令に着目したタイムラインの策定（タイムラインの策定、検証と改善等）
- ④防災教育や防災知識の普及（住民、小学校教員を対象とした講習会等の実施等）
- ⑤避難行動のための情報発信等の充実（プッシュ型による情報発信の整備、水位計情報やライブカメラの提供等）
- ⑥より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化（重要水防箇所の共同点検、水防活動の担い手募集等）
- ⑦排水施設の耐水化及び排水訓練の実施（排水施設の耐水化、排水計画の検討、排水訓練の実施等）